

平成 24 年 10 月 12 日

各 位

住 所	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
会 社 名	GMO インターネット株式会社
代 表 者	代表取締役会長兼社長 グループ代表 熊 谷 正 寿
	(コード番号 9449 東証第一部)
問い合わせ先	専務取締役 グループ管理部門統括 安 田 昌 史
T E L	03-5456-2555(代)
U R L	http://www.gmo.jp

当社孫会社(GMO クリック証券株式会社)に対する関東財務局の業務改善命令 に関するお知らせ

当社の孫会社である GMO クリック証券株式会社は、本日(平成 24 年 10 月 12 日)関東財務局より金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 14 号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」に該当すると認められることから、金融商品取引法第 51 条の規定に基づき、以下の行政処分を受けましたので、その内容につきまして添付資料のとおりお知らせいたします。

当社グループにおきましては、今回の行政処分を真摯に受け止め、深く反省するとともに、今回のご指摘を踏まえ、より一層の内部管理体制の強化・充実に取組んでまいります。

なお、この度の行政処分により、今後の見通しに与える影響はありません。

以 上

各位

2012年10月12日

当社に対する関東財務局の業務改善命令について

当社は、本日、関東財務局より金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第14号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当すると認められるとのことから、金融商品取引法第51条の規定に基づき、以下の行政処分を受けました。

【業務改善命令】

- (1) 本件について、責任の所在を明確化すること。
- (2) 経営陣の責任において、システムリスク管理態勢全般について実効性のある改善策を策定し、速やかに実行すること。
- (3) 上記(2)の改善策の策定や実行に当たっては、外部専門家の意見や評価を得て、その有効性を確保すること。
- (4) 上記(2)の改善策の履行状況について、適切にモニタリングするための態勢を整備すること。
- (5) 役職員に対して、システムリスク管理の重要性を再認識させるとともに、適切なシステムリスク管理の遂行に必要な手順やルールの内容を徹底するための研修を実施すること。
- (6) 上記(1)から(5)までについて、その実施状況を平成24年11月12日(月)までに書面で報告すること。
また、上記(2)から(5)までについては、その実施状況を、当分の間、3か月ごとに書面で報告すること。

当社では、今回の行政処分を真摯に受け止め、深く反省するとともに、今回のご指摘を踏まえ、より一層の内部管理体制の強化・充実を図ってまいります。

また、お客様ならびに関係者の皆様には多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

なお、この度の行政処分によって、お客様の取引や資産等に影響を及ぼすことはございません。

GMOクリック証券株式会社 会社概要

会社名	GMOクリック証券株式会社 < https://www.click-sec.com >
所在地	東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスター
代表取締役社長	高島 秀行
事業内容	金融商品取引法に基づく金融商品取引業
資本金	43億4,666万3,925円

報道関係の方からのお問い合わせ

GMOクリック証券株式会社
経営企画部
TEL 03-6221-0203 FAX 03-3770-3005
public@click-sec.com

GMOクリック証券株式会社

東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスター
<https://www.click-sec.com/>
関東財務局長(金商)第77号 加入協会: 日本証券業協会、金融先物取引業協会